

令和7年度泉佐野市原料米価格高騰支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、急激な米価格の上昇により原料米の調達に多大な影響を受けており、加工用米などを原料とする製造業を営む中小企業・小規模事業者に対し補助金を交付することにより、当該事業者の経営の維持と安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 原料米

製品の製造に必要となる加工用米、主食用米及び酒造好適米

(2) 製造業事業者

加工米、主食用米、酒造好適米を原料として、加工・醸造の工程を経て新たな製品を生み出す行為を行っている事業者

(3) 中小企業・小規模事業者

下記①～③のうちいずれかを満たすもの。

①資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること

②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下であること

③上記①及び②のほか、市長が特別の事情があると認める者

(補助金の交付)

第3条 市は、泉佐野市補助金等交付規則（平成17年2月16日泉佐野市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和8年2月2日から令和8年2月27日に申請を行った市内の味噌製造業者、醤油製造業者、米粉製造業者、米菓製造業者、米飯類製造業者、もち類製造業者、清酒製造業者、その他支援が必要と市長が特に認める食料品製造業者であって、次の（1）～（5）に掲げる全てに該当する事業者とする。

*販売のみ、流通のみを行う事業者、及び製造した商品をその場で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は小売業に分類されるため対象外。

【日本標準産業分類表の大分類 E 製造業】

○中分類09 食料品製造業のうち以下の事業を主とする事業者

小分類094－調味料製造業（味噌製造業）

小分類096－精穀・製粉業（米粉製造業）

小分類097－パン・菓子製造業（米菓製造業）

小分類099－その他食料品製造業（米飯類製造業、もち類製造業）

○中分類10 飲料・たばこ・飼料製造業のうち以下の事業を主とする事業者

小分類102－酒類製造業（清酒製造業）

（1） 令和8年1月1日現在、泉佐野市に事業所を有し、補助金交付後1年以上事業の継続に向けて取り組む意思がある事業者

（2） 大阪府知事から食品衛生法施行条例（平成12年大阪府条例第14号）第4条の規定により営業許可証を交付されている者など、営業を行ううえで必要な法令を遵守している者

（3） 自社で原料米の加工を実施していること。

（4） 補助金の受給後においても、市内で事業を継続する意思を有していること。

（5） 次に掲げる事項に該当しないこと。

ア 既に補助金の交付決定を受けた者

イ 申請日時点で事業の休止又は廃止を予定している者

- ウ 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者
- エ 市税に滞納がある者
- オ (ア)～(エ)に掲げる者のか、補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が購入した原料米の種類ごとの、令和7年中の平均単価から令和6年中の平均単価を差し引いた額に、令和7年中の仕入量を乗じた額（消費税及び地方消費税を除く。）の合計とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、100万円を上限として、補助対象経費の2分の1の額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、泉佐野市原料米価格高騰支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、市長が認めるときは、電子データにより提出することができるものとする。

- (1) 令和7年中に仕入れた原料米の内容（量・金額）が分かる領収書等の書類の写し
- (2) 令和6年中に仕入れた原料米の内容（量・金額）が分かる領収書等の書類の写し
- (3) (個人事業主の場合) 代表者の本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカード等）
(個人事業主の場合) 直近の所得税確定申告書第一表または市府民税申告書の控え
(法人の場合) 登記事項証明書の写し（原則発行から6か月以内のもの）
(法人の場合) 直近の決算事業年度の確定申告書および法人事業概況説明書の控え
- (4) 補助対象となる事業を営んでいることを証明する書類
(大阪府知事から交付された営業許可証等の写し等)
- (5) 市税の納税証明書（市税の滞納が無いことの証明）
- (6) 振込口座の分かる通帳の写し（個人の場合代表者、法人の場合当該法人の口座）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは速やかに内容を審査し、適当と認めたときは泉佐野市原料米価格高騰支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、不交付を決定したときは、泉佐野市原料米価格高騰支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、第7条の規定による申請に虚偽又は不正が認められるときは補助金の交付決定を取り消し、泉佐野市原料米価格高騰支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に交付された補助金を返還させるときは、泉佐野市原料米価格高騰支援事業補助金返還命令書（様式第5号）を併せて送付するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、申請者に対し、当該申請者の行う食料品製造事業の実施状況について報告をさせ、又はその職員に、申請者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その食料品製造事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係帳簿の保管)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助金に係る証拠書類を整理し、及び補助金の額の確定する日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。